

別表1(第3, 第5関係)

	様式	提出書類	公立	私立
	*	幼保連携型認定こども園設置届出書(法施行細則別記様式第3号)	○	
	*	幼保連携型認定こども園認可申請書(法施行細則別記様式第6号)		○

番号	様式	添付書類	公立	私立
1	*	職員配置計画表・学級配置計画表(参考様式1)	○	○
2	*	職員名簿(案)(参考様式2)	○	○
3	*	職員勤務予定表(案)(参考様式3)	○	○
4		開設時に園長に就任予定の者の履歴書 ※原本証明をすること	○	○
5		幼稚園教諭免許状の写し, 有効期間更新証明書又は更新講習修了確認証明書の写し ※原本証明をすること	○	○
6		保育士登録証の写し ※原本証明をすること	○	○
7		その他資格証等(養護教諭免許, 看護師免許等)の写し ※原本証明をすること	○	○
8	*	各部屋面積表(参考様式4)	○	○
9		公図(地積図又は字図に全ての園地を明示すること)	○	○
10		建物配置図(全園地を表示し, 建物や園庭等の配置及び園庭面積を明示すること)	○	○
11		平面図(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること)	○	○
12		土地登記簿謄本	○	○
13		建物登記簿謄本	○	○
14		借地契約書の写し(借地がある場合のみ) ※原本証明をすること	○	○
15		幼保連携型認定こども園の設置条例(案)	○	
16		定款又は寄附行為		○
17		運営規定又は園則(案)	○	○
18		子ども(1号認定)の選考方法に関する規定(案)	○	○
19		利用料及びその他の料金表(案)	○	○
20		消防計画・防災計画・避難計画 (各部屋から屋外避難場までの経路図を含んだもの) (火災・地震・風水害など想定されるあらゆる災害に対する対応を記載したもの)	○	○
21		保険証書 ※原本証明をすること	○	○
22		職員研修計画(案)	○	○
23	*	子育て支援事業計画(案)(参考様式6)	○	○
24		理事会会議録の写し(幼保連携型認定こども園の設置認可申請について諮ったことが分かるもの) ※原本証明をすること		○
25		重要事項説明書(案)	○	○
26		入園説明会資料(案)	○	○
27		入園申込書(案)	○	○
28		給食に関する契約書(外部搬入, 委託調理の場合のみ) ※原本証明をすること	○	○
29		直近3カ年の収支決算書 ※法人を新設する場合は不要		○
30		設置主体財産目録		○
31	*	誓約書(参考様式5-2)		○
32		苦情対応規程	○	○
33		個人情報保護規程	○	○
34	*	審査票(別表あり)	○	○
35	*	市町村の証明書(参考様式7)		○
36		その他(審査表の各項目が確認できる資料)	○	○
37	*	ヒアリング日程調査票		○

※提出書類は, 設置認可を申請する幼保連携型認定こども園に関するものであり, 既存保育所等から移行する場合, 既存施設に関する書類と混同しないこと。

※提出書類の17(定款又は寄附行為)は, 申請時点のものとし, 幼保連携型認定こども園の設置に伴う定款又は寄附行為の変更は, 設置認可後に行うこと。

※審査票の各項目に適合していることが確認できる資料を全て添付すること。

※上記に記載の資料のほか, 必要に応じて添付書類の提出を求める場合がある。

※上記の様式欄に「\*」の表示のある書類については, 県ホームページに掲載している様式を使用すること。様式は, 変更する場合があるので, 最新のものを使用すること。

※認可申請書受理後, 法第17条第5項に基づき, 県は, 市町村長に協議を行い, 意見書の提出を求める。

別表2(第4関係)

提出書類		様式	公立	私立	
認定こども園申請事項変更届出書(法施行細則別記様式第10号) ※下記書類を添付して提出すること。		*	○	○	
番号	変更事項	添付書類	様式	公立	私立
1	設置主体の名称	理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		登記事項証明書			○
		条例(案)		○	
2	設置主体の住所	理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		登記事項証明書			○
3	設置主体の代表者	理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		登記事項証明書			○
		誓約書(参考様式5-2)	*		○
4	施設の名称	理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		条例(案)		○	
5	施設の住所(位置, 表示)	【位置の変更の場合】 理事会議事録(原本証明をすること)			○
		【表示の変更の場合】 住居表示変更に伴う市町村からの通知等			○
6	園長	理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		履歴書		○	○
		辞令の写し(原本証明をすること)		○	○
7	知事に認可を受けた(届け出を行った)利用定員	変更後の職員配置計画表・学級配置計画表(参考様式1)		○	○
		変更後の平面図(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること)		○	○
		審査票(別表のみ)	*	○	○
		変更後の運営規程(園則)		○	○
8	園地, 園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 (増改築・建替・使用目的の変更含む)	理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		変更後の公図(地積図又は字図に全ての園地を明示すること) ※園地に変更がある場合のみ		○	○
		変更後の建物配置図(全園地, 園庭の面積を明示すること) ※敷地内の建物配置に変更がある場合のみ		○	○
		変更後の平面図 (各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること)		○	○
		土地及び建物の登記簿謄本 ※登記事項に変更がある場合のみ ※届出時に登記がなされていない場合は登記後提出すること		○	○
		変更後の各部屋面積表(参考様式4)	*	○	○
		審査票(別表のみ)	*	○	○
9	運営規程又は園則 (ただし, 下記10-1~10-7に掲げる事項に係る変更のみ)	(9-1~9-7共通) 理事会議事録の写し(原本証明をすること)			○
		(9-1~9-7共通) 新旧対照表		○	○
		(9-1~9-7共通) 変更後の園則		○	○
9-1	・目的				
9-2	・教育及び保育の内容				
9-3	・学年, 学期, 教育又は保育を行う日時数, 教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項				
9-4	・教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項				
9-5	・保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	変更後の子育て支援事業計画(参考様式6)	*		
9-6	・職員組織に関する事項	変更後の職員配置計画表・学級配置計画表(参考様式1)	*	○	○
		審査票(別表のみ)	*	○	○
9-7	・入園, 退園, 転園, 休園及び卒園に関する事項				
9-8	・保育料その他の費用徴収に関する事項	変更後の利用料及びその他の料金表		○	○
9-9	・その他施設の管理についての重要事項			○	○

別表2(第4関係)

番号	変更事項	添付書類	様式	公立	私立
10	分園の設置	職員配置計画表・学級配置計画表(参考様式1)	*	○	○
		職員名簿(案)(参考様式2)	*	○	○
		職員勤務予定表(案)(参考様式3)	*	○	○
		幼稚園教諭免許状の写し,有効期間更新証明書又は更新講習修了確認証明書の写し(原本証明をすること)		○	○
		保育士登録証の写し(原本証明をすること)		○	○
		その他資格証等(養護教諭免許,看護師免許等)の写し(原本証明をすること)		○	○
		各部屋面積表(参考様式4)	*	○	○
		公図(地積図又は字図に全ての園地を明示すること)		○	○
		建物配置図(全園地を表示し,建物や園庭等の配置及び園庭面積を明示すること)		○	○
		平面図(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること)		○	○
		土地登記簿謄本		○	○
		建物登記簿謄本		○	○
		借地契約書の写し(借地がある場合のみ)(原本証明をすること)		○	○
		審査票(別表のみ)	*	○	○
11	分園の廃止 ※分園の廃止に伴い,本園の利用定員等に変更が生じる場合は,利用定員等の変更に必要な書類の提出が必要。	理事会会議録の写し(分園の廃止について語ったことが分かるもの)(原本証明をすること)			○
		園児の処置方法及び財産の処分について記載した書類		○	○

※上記に記載の資料のほか,必要に応じて添付書類の提出を求める場合がある。

※「\*」の表示のある書類については,県ホームページに掲載している様式を使用すること。様式は,変更する場合があるので,最新のものを使用する。

別表3(第6-2関係)

	様式	提出書類	公立	私立
		幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(法施行細則第4号様式)		
	*	幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書(法施行細則第7号様式)	○	○

番号	様式	添付書類(申請書様式の記載事項以外)	公立	私立
1		理事会会議録の写し(廃止・休止について諮ったことが分かるもの) (原本証明をすること)		
2		廃止(休止)後の職員の処遇について記載した書類		
4		建物配置図(全園地を表示し、建物や園庭等の配置及び園庭面積を明示すること)		
5		平面図(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること)		
6		定款又は寄付行為		
7		廃止条例(案)		

※上記に記載の資料のほか、必要に応じて添付書類の提出を求める場合がある。

※「\*」の表示のある書類については、県ホームページに掲載している様式を使用すること。様式は、変更する場合がありますので、最新のものを使

※認可申請書受理後、法第17条第5項に基づき、県は、市町村長に協議を行い、意見書の提出を求める。